

**電信現金払（日本郵政公社が請求を受けた電信現金払のお取扱い）**

サービス名	電信現金払		
受取方法	次の払渡方法の中から、ご送金人が指定した払渡方法によりお支払いいたします。		
	払渡方法	内容	
	証書払	ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で払出証書と引換えに現金を払い渡す方法	
	居宅払	払出金に相当する現金をお受取人に送付して払出金を払い渡す方法 配達時に同一受取人への送金金額の合計金額が10万円を超える場合は、本人限定受取郵便により送付します。	
窓口払	ご送金人が指定したゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所（ご送金人が指定した郵便局から移行した店舗を指します。）又は郵便局の貯金窓口で、お受取人に払出金に相当する現金を交付する方法		
特殊扱い	正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。 窓口払について、14日以内に指定されたゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口でのお受け取りがないときは、払出金をご送金人の振替口座へ戻し入れます。		
	払渡済否の調査：払出金をお受取人にお支払したかどうかを確認することができます。 払渡未済通知：払出金をお受取人にお支払していない場合に、お支払していない旨の通知を受けることができます。 なお、この取扱いは電信現金払のお申込時にご請求いただくものですから、新たにご請求いただくことはできません。		
料 金	特殊扱いの料金		
	特殊取扱い		料金
	払渡済否の調査	普通郵便により貯金事務センターへ照会する場合	160円
		電信により貯金事務センターへ照会する場合	330円
	払渡未済通知	個々の払出金に係る通知の場合	通知した場合 90円
		口座ごとの払出金に係る通知の場合	通知した場合 500円
	その他の料金		
	払渡方法の変更：居宅払による電信現金払が請求される場合の料金から、窓口払の料金として納付された額を差し引いた額		
	【参考】電信為替の料金		
	為替金額	1万円以下	1万円を超え 10万円以下
居宅払	1,040円	1,220円	1,620円
窓口払	240円	400円	760円
100万円を超える場合は、100万円又はその端数について、上記料金に次表の料金を合計した額となります。			
なお、居宅払の1回の払出金額は100万円以下です。			
為替金額	1万円以下	1万円を超え 10万円以下	10万円を超え 100万円以下
窓口払	240円	400円	760円
払渡しの停止・解除：330円 払出しの請求の取消し：330円 払渡しの停止・解除及び払出しの請求の取消しについては、貯金事務センターへの通知が必要な場合に限ります。			
料金には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。			
そ の 他	払出証書の有効期間は、発行日から6か月です。 払出証書を紛失、汚染又はき損したとき、払出証書の有効期間が経過したときは、払出証書は再発行せず、ご請求により払出金額に相当する現金を払い渡します。 有効期間経過後、3年間払出しの請求の取消しのご請求がないときは、その払出証書に表示さ		

## 電信現金払（日本郵政公社が請求を受けた電信現金払のお取扱い）

	<p>れた金額に関する加入者及び受取人の権利は消滅します。 払出証書は、他の銀行その他当行所定の金融機関以外の者に譲り渡すことができません。 ご利用の際には、ご本人であることを確認できる公的書類のご提示をお願いする場合があります。 詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。</p>
--	--

平成19年10月1日現在